

原子力規制委員会委員の職務



原子力規制委員会の役割と使命
原子力規制委員会は、原子力発電所の安全確保と放射性物質の適切な管理を確保することを目的として、原子力規制庁を所管する。委員会は、原子力発電所の運転許可の審査、事故調査、放射性物質の排出規制などを行う。また、原子力発電所の安全確保に関する技術的助言を行う。委員会は、原子力発電所の安全確保と放射性物質の適切な管理を確保することを目的として、原子力規制庁を所管する。委員会は、原子力発電所の運転許可の審査、事故調査、放射性物質の排出規制などを行う。また、原子力発電所の安全確保に関する技術的助言を行う。



原子力規制委員会

Nuclear Regulation Authority

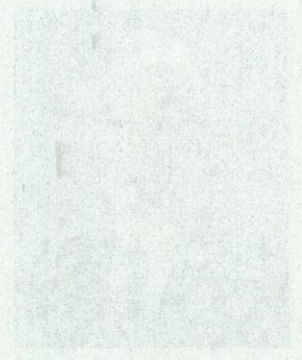
—— 人と環境を守る、確かな規制へ



原子力規制委員会の役割と使命
原子力規制委員会は、原子力発電所の安全確保と放射性物質の適切な管理を確保することを目的として、原子力規制庁を所管する。委員会は、原子力発電所の運転許可の審査、事故調査、放射性物質の排出規制などを行う。また、原子力発電所の安全確保に関する技術的助言を行う。委員会は、原子力発電所の安全確保と放射性物質の適切な管理を確保することを目的として、原子力規制庁を所管する。委員会は、原子力発電所の運転許可の審査、事故調査、放射性物質の排出規制などを行う。また、原子力発電所の安全確保に関する技術的助言を行う。



原子力規制委員会の役割と使命
原子力規制委員会は、原子力発電所の安全確保と放射性物質の適切な管理を確保することを目的として、原子力規制庁を所管する。委員会は、原子力発電所の運転許可の審査、事故調査、放射性物質の排出規制などを行う。また、原子力発電所の安全確保に関する技術的助言を行う。委員会は、原子力発電所の安全確保と放射性物質の適切な管理を確保することを目的として、原子力規制庁を所管する。委員会は、原子力発電所の運転許可の審査、事故調査、放射性物質の排出規制などを行う。また、原子力発電所の安全確保に関する技術的助言を行う。



原子力規制委員会の役割と使命
原子力規制委員会は、原子力発電所の安全確保と放射性物質の適切な管理を確保することを目的として、原子力規制庁を所管する。委員会は、原子力発電所の運転許可の審査、事故調査、放射性物質の排出規制などを行う。また、原子力発電所の安全確保に関する技術的助言を行う。委員会は、原子力発電所の安全確保と放射性物質の適切な管理を確保することを目的として、原子力規制庁を所管する。委員会は、原子力発電所の運転許可の審査、事故調査、放射性物質の排出規制などを行う。また、原子力発電所の安全確保に関する技術的助言を行う。

原子力規制委員会委員長からのメッセージ

原子力規制行政への信頼が完全に失墜している中で発足する原子力規制委員会は、国民の厳しい目をしっかりと受け止めながら、規制の強化を行うことが責務です。

東京電力福島原子力発電所事故への反省を一時も忘れることなく、独立性と透明性を確保し、電力事業者等と一線を画した規制を必ず実現させなければなりません。想定外の事故が起こることを常に念頭において、すべての規制について不断の改善を行い、日本の原子力規制を常に世界で最も厳しいレベルのものに維持して参ります。

放射線による影響の不安と向き合っている人を毎日過ごしている人がいるということが、私の心から離れることはありません。JCO臨界事故の経験や、これまでに得た知識、私が持ちうるすべてを、原子力の安全を確保するための新たな規制に注ぎこむ決意です。



委員長 田中俊一

日本原子力研究所に入所し、平成11年に発生したJCO臨界事故に際して、専門家として現場において事故収束を指導。昨年の東電福島原発事故後、原子力に責任ある専門家として国民に深く謝罪するとともに、原子力安全の在り方を訴えた。また、福島県における放射能除染活動に先頭に立って取り組んだ。

原子力規制委員会委員の紹介



島崎邦彦 委員

元東京大学地震研究所教授。地震予知連絡会会長、中央防災会議専門委員、日本活断層学会会長等を歴任。活断層や地震発生の長期予測に関し、専門家としての立場から国民の安全を確保するために必要な対策に関する見解を提言してきている。



更田豊志 委員

日本原子力研究所に入所し、核燃料の事故時の損傷等に関する研究に従事し、シビアアクシデント対策を含む原子力安全の研究を実施。OECD原子力機関原子力施設安全委員会ワーキンググループ議長として、国際的な原子力安全研究協力を行った。



中村佳代子 委員

慶応義塾大学医学部及び同大学病院で核医学の研究と実践に従事した他、日本アイソトープ協会医療連携室長、放射線審議会委員などを歴任。放射線医療の現場における医師、放射線技師、医薬品メーカーなどの専門家及び患者との間のコミュニケーションに努めた。



大島賢三 委員

外務省に入省し、経済協力局長、国際連合日本政府代表部特命全権大使等を歴任。また、国連事務次長として、チェルノブイリ原発事故の被災者に対する国際支援に従事した他、東京電力福島第一原子力発電所事故調査委員会委員として事故原因究明に当たった。

原子力規制委員会の組織と仕事

原子力規制委員会



審議会等

原子炉安全専門審査会

・原子炉に係る安全性に関する事項を調査審議

核燃料安全専門審査会

・核燃料物質に係る安全性に関する事項を調査審議

放射線審議会

・放射線障害防止に関する技術的基準の整理

独立行政法人評価委員会

・所管する独立行政法人の評価を実施

原子力規制庁 (事務局)

長官

次長

緊急事態対策監

・原子炉等の緊急時対応の統括

審議官(3人)

原子力地域安全総括官

・原子力災害時の住民の安全確保対策

総務課

・総務
・人事/人材育成
・会計 他

政策評価・ 広聴広報課

・委員会の会務
・政策評価
・広聴広報

国際課

・IAEA等
国際機関、
諸外国との
連携

技術基盤課

・安全規制に係る
基準・指針の策
定等

原子力 防災課

・防災体制構築
・緊急時初動対応
・核物質防護業務

監視情報課

・放射線モニタ
リングの指令
塔機能等

安全規制 管理官(5人)

・原子炉等規制法
に基づく規制の
執行

地方の体制

原子力規制事務所(22カ所)

原子炉サイト近傍に、
原子力保安検査官(定員152人)、
原子力防災専門官(定員30人)を配置

地域原子力安全連絡調整官(5人)

立地県の県庁等に駐在し、関係機関と連携

独立行政法人

<単独所管>

原子力安全基盤機構 (JNES)

・原子力施設に関する検査等
・原子力施設の設計に関する安全性の解析及び評価等

<一部共同所管※>

日本原子力研究開発機構 (JAEA)

・原子力の基礎的研究、安全研究 等

<一部共同所管>

放射線医学総合研究所 (NIRS)

・放射線安全・緊急被ばく医療研究 等

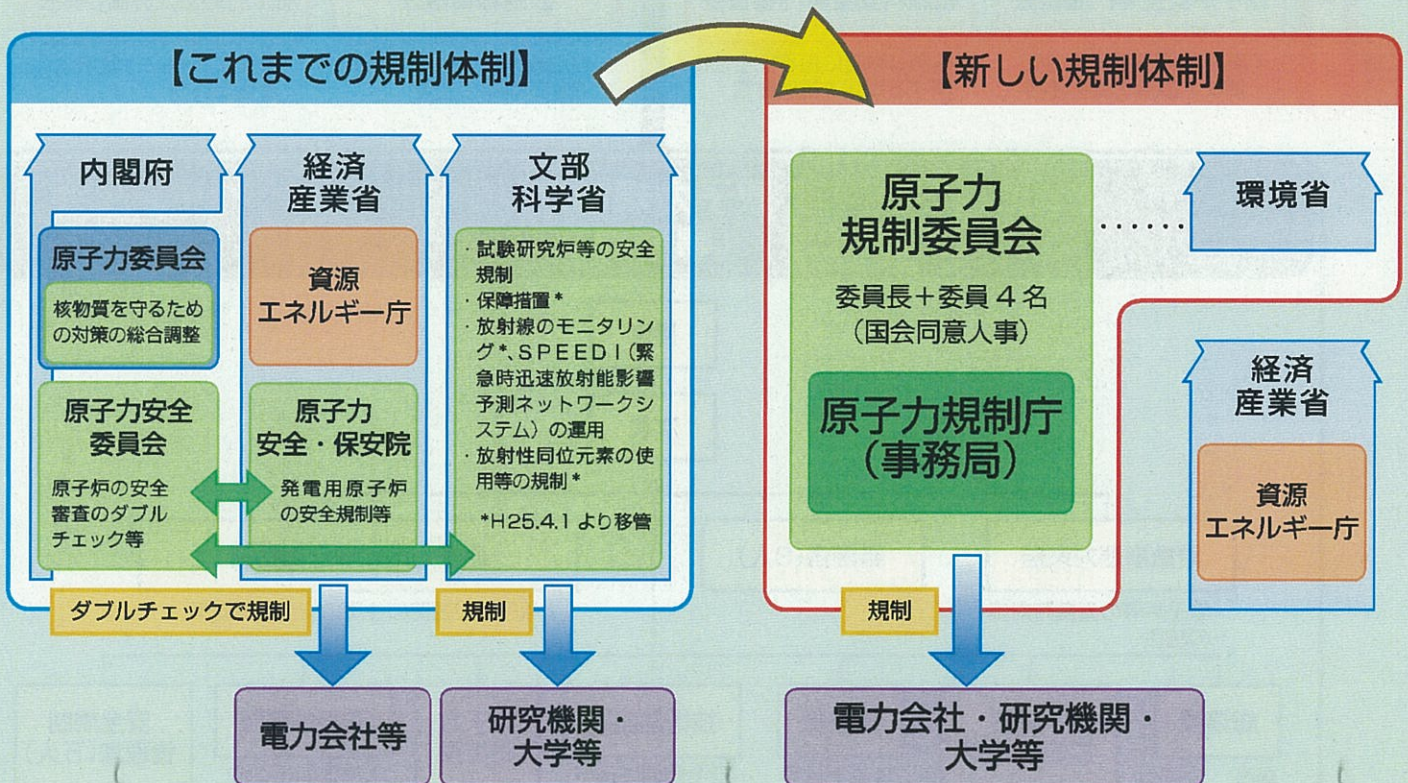
※H25. 4. 1から施行

改革の要点

1 「規制」と「利用」の分離

これまでは、原子力「利用」の推進を担う経済産業省の下に、原子力の安全「規制」を担う原子力安全・保安院が設置されていました。そうした「利用の推進」と「安全規制」を同じ組織の下で行うことによる問題を解消するため、経済産業省から、安全規制部門を分離し、環境省の外局組織として原子力規制委員会を新設しました。原子力規制委員会は、独立性の高い3条委員会※です。

※いわゆる3条委員会（国家行政組織法第3条第2項に規定される委員会）とは、上級機関（例えば、設置される府省の大臣）からの指揮監督を受けず、独立して権限を行使することが保障されている合議制の機関です。



2 「規制」の一元化

各関係行政機関が担っていた原子力の規制の事務、核物質を守るための事務（核セキュリティ）を原子力規制委員会に一元化します。さらに、原子力安全委員会を廃止し、必要な機能を原子力規制委員会に統合します。平成25年4月1日からは、文部科学省が担っていた核不拡散の保障措置、放射線モニタリング、放射性同位元素の使用等の規制についても移管され、「規制」に関連する機能は、原子力規制委員会が一元的に担うことになります。

※核物質が平和目的だけに利用され、核兵器等に転用されないことを担保するために行われる検閲活動のことです。

3 透明性の高い情報公開

原子力規制委員会は、具体的な情報公開請求を待つことなく、自発的に、可能な限りの行政文書をHP等で公開します。

原子力規制委員会で行われる会議については、原則として内容を公開していきます。また、電力会社等の被規制者との間で行われる規制に関連する内容の議論についても、記録を残し、原則として公開していきます。

4 原子力規制の転換

東京電力福島原子力発電所事故の教訓や国内外からの指摘を踏まえて、

- ① 重大事故対策の強化
- ② 最新の知見に基づく原子力安全規制の実施
- ③ 40年運転制限の導入

など原子力規制を強化します。

< ① 重大事故対策の強化 >

重大事故対策を法令による規制の対象とします。

- ・原子炉等規制法の法目的に、重大な事故の発生に伴う放射性物質の原子力事業所外への異常放出といった災害の防止が含まれることを明記します。
- ・発電用原子炉設置者等が行うべき保安のために必要な措置に重大事故対策も含まれることを明記します。

< ② 最新の知見に基づく規制の実施 >

最新の知見を規制の基準に取り入れ、既に許可を得た施設に対しても新基準への適合を義務づける制度（バックフィット制度）を導入します。

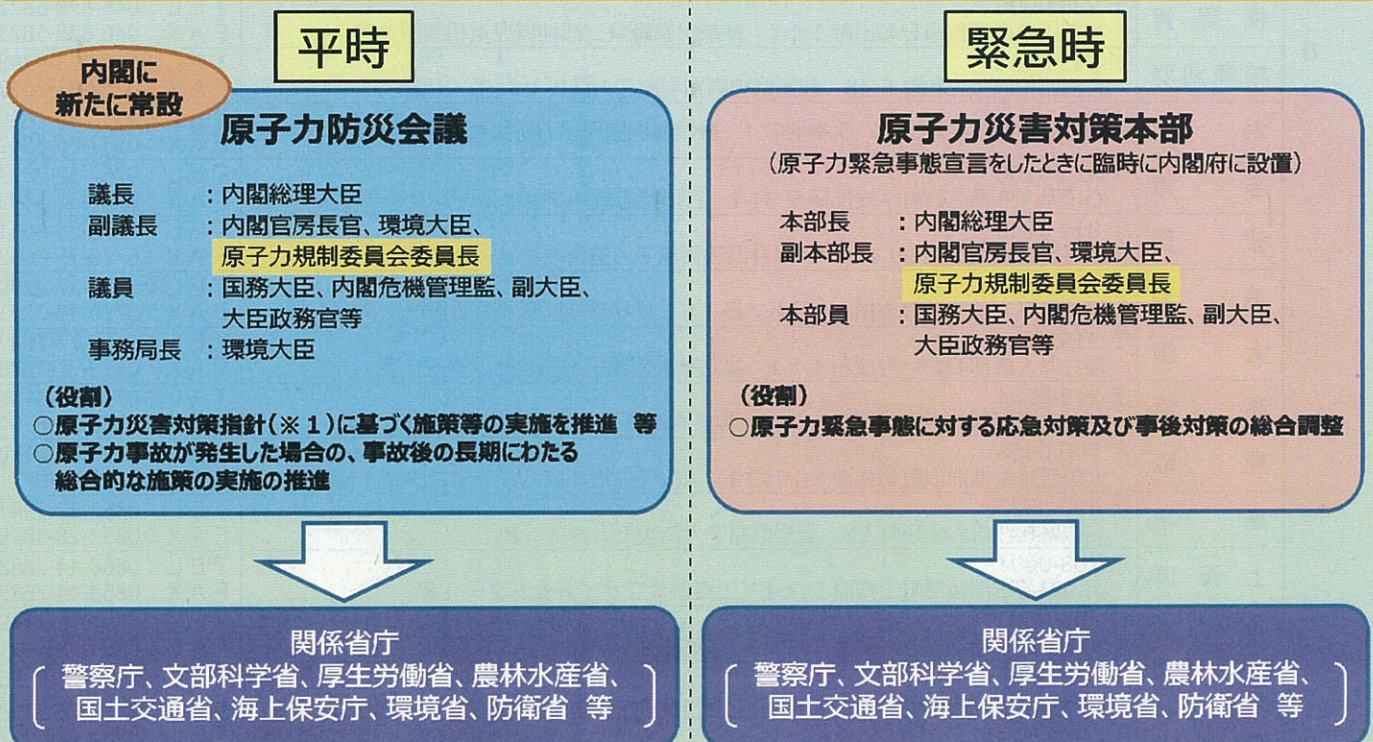
< ③ 40年運転制限の導入 >

発電用原子炉の運転期間を、原則として、営業運転を開始した日から起算して40年とします。

※40年超の運転が認められるのは原子炉等の劣化の状況を踏まえた基準に適合している場合に限りです。

5 原子力防災体制の強化

緊急時に備えて、平時から政府全体で原子力防災対策を推進するために、
内閣に原子力防災会議を新たに常設



※1 原子力事業者や地方公共団体等による、原子力災害予防対策や緊急事態応急対策及び事後対策の円滑な実施を確保するための指針です。原子力規制委員会が作成する指針です。

アクセス

原子力規制委員会

住所：
〒106-8450
東京都港区六本木1丁目9番9号

TEL：
03-3581-3352(代表)



原子力規制事務所

事務所名	住 所	連 絡 先
泊	〒045-0123 北海道岩内郡共和町宮丘 261-1 北海道原子力防災センター 1階	TEL：0135-74-2800 FAX：0135-74-2801
東 通	〒039-4222 青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内 5-35 東通村防災センター内	TEL：0175-28-5031 FAX：0175-28-5032
六ヶ所	〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附 1-67 原子力防災研究プラザビル 2階	TEL：0175-72-3520 FAX：0175-72-3521
女 川	宮城県牡鹿郡女川町女川浜字伊勢 12-1 宮城県原子力防災対策センター 1階	TEL：0225-54-3609 FAX：0225-54-2874
福島第一	〒979-0402 福島県双葉郡広野町大字下北迫字ニッ沼 44-15	TEL：0240-30-8649 FAX：0240-25-1420
福島第二	〒979-0402 福島県双葉郡広野町大字下北迫字ニッ沼 44-15	TEL：0240-30-8649 FAX：0240-25-1420
東海・大洗	〒319-1106 茨城県那珂郡東海村大字白方 162 番地 1 いばらき量子ビーム研究センター 4階	TEL：029-282-4833 FAX：029-283-4718
川 崎	〒210-0824 神奈川県川崎市川崎区日ノ出 1丁目1-6	TEL：044-270-3184 FAX：044-270-3185
横 須 賀	〒238-0006 神奈川県横須賀市日の出町 1-4-7 神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所 3階	TEL：046-828-5822 FAX：046-828-5823
柏崎刈羽	〒945-0034 新潟県柏崎市三和町 5-48 新潟県柏崎刈羽原子力防災センター 1階	TEL：0257-23-9798 FAX：0257-23-8632
浜 岡	静岡県御前崎市池新山 5215 番地の 1 静岡県浜岡原子力防災センター 1階	TEL：0537-86-7429 FAX：0537-86-8542
志 賀	〒925-0166 石川県羽咋郡志賀町字安部屋亥 34-1 石川県志賀オフサイトセンター 1階	TEL：0767-32-2323 FAX：0767-32-5193
敦 賀	〒914-0146 福井県敦賀市金山 99-11-47 福井県敦賀原子力防災センター 1階	TEL：0770-25-8661 FAX：0770-25-8662
美 浜	〒919-1205 福井県三方郡美浜町佐田 64 号毛ノ鼻 1-6 福井県美浜原子力防災センター 1階	TEL：0770-37-2290 FAX：0770-37-2291
大 飯	〒919-2104 福井県大飯郡おおい町成和 1-1-1 福井県大飯原子力防災センター 1階	TEL：0770-77-1687 FAX：0770-77-1688
高 浜	〒919-2224 福井県大飯郡高浜町歯部 35-14 福井県高浜原子力防災センター 1階	TEL：0770-72-8100 FAX：0770-72-8101
熊 取	〒590-0458 大阪府泉南郡熊取町朝代西 2-1010-1 大阪府熊取オフサイトセンター 1階	TEL：072-451-0170 FAX：072-451-0171
島 根	〒690-0873 島根県松江市内中原町 52 島根県原子力防災センター 2階	TEL：0852-22-1947 FAX：0852-28-4879
上 斎 原	〒708-0601 岡山県苫田郡鏡野町上斎原 514-1 上斎原オフサイトセンター 1階	TEL：0868-44-7688 FAX：0868-44-7685
伊 方	〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1993-1 愛媛県オフサイトセンター内	TEL：0894-38-1169 FAX：0894-38-2401
玄 海	〒847-0855 佐賀県唐津市西浜町 2-5 佐賀県オフサイトセンター 1階	TEL：0955-74-9050 FAX：0955-72-0169
川 内	〒895-0052 鹿児島県薩摩川内市神田町 1-3 鹿児島県原子力防災センター 2階	TEL：0996-23-1947 FAX：0996-23-0828
東大阪分室	〒577-0813 大阪府東大阪市新上小阪 1-3 大阪府東大阪オフサイトセンター 1階	TEL：06-6736-9112 FAX：06-6736-9113